

第3回 新湊地区不法係留船対策協議会 次第

日時 令和3年2月5日(金)
10:30~
場所 日本海交流センター
第1研修室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) これまでの取り組み及び現在の状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

4 閉 会

1 これまでの取り組み及び現在の状況について

(1) 第2回協議会以降の取り組み

年 月	具体的な取り組み
2年2月	・第2回協議会開催 新湊地区における不法係留船対策に係る計画案の了承(2/6)
2年3月	・新湊地区における不法係留船対策に係る計画の決定(3/6) ・内川(河川区域・漁港区域)における漁船の占用許可(3/24) ・ 重点的撤去区域設定及び放置等禁止区域指定に関する公告(3/25) ・重点的撤去区域設定及び放置等禁止区域指定の予告看板を16基設置(3/25) ・県ホームページに上記内容を掲載(3/26)
2年4月	・内川(河川区域・漁港区域)における観光船の占用許可(4/1)
2年8月	・実態調査の実施(8/中旬) ・船及び係留施設の移動撤去についての依頼文書を貼付け(8/中旬) ・不法係留船の所有者に対し船の移動と係留施設の撤去についての依頼文書を郵送(8/中旬～9/中旬)
2年9月	・ 重点的撤去区域設定及び放置等禁止区域指定の施行(9/25) ・重点的撤去区域設定及び放置等禁止区域指定開始の看板を16基設置(9/25) ・県ホームページに上記内容を掲載(9/26)
2年10月	・実態調査の実施(10/中旬) ・船及び係留施設に移動撤去について11/30を期限とする警告文を貼付け(10/中旬) ・不法係留船の所有者に対し船の移動と係留施設の撤去について11/30を期限とする指示書(1回目)を郵送(10/下旬)
2年11月	・県ホームページに10月の実態調査及び警告文貼付けを実施した旨を掲載(11/中旬)
2年12月	・実態調査の実施(12/中旬) ・船及び係留施設に移動撤去について2/22を期限とする警告文を貼付け(12/中旬)
3年2月	・不法係留船の所有者に対し船の移動と係留施設の撤去について2/22を期限とする指示書(2回目)を送付(2/上旬)

(2) 不法係留船数の推移

○ 不法係留船数の推移（重点的撤去区域・放置等禁止区域）

単位：隻

河川・漁港名 \ 年度	H29.10	H30.10	R1.10	R2.8	R2.10	R2.12
新堀川	102	95	74	50	13	6
内川（東橋より西側）	84	72	67	15	12	9
内川（東橋より東側）	72	71	62	10	2	1
内川整理場	7	7	7	4	1	0
堀岡船だまり	1	1	0	1	1	1
新湊漁港	5	6	7	4	3	4
合計	271	252	217	84	32	21

R2.3.25
重点的撤去区域設定等にかかる公告

R2.9.25
重点的撤去区域等施行

令和2年12月現在

	不法係留船
所有者判明	11
所有者調査中	4
所有者不明	6
計	21

○重点的撤去区域設定・放置等禁止区域指定前後の状況

内川（東橋より西側） ※東橋より西側を撮影



内川（東橋より東側） ※二の丸橋より東側を撮影



新堀川 ※久々江橋より南側を撮影



今後の対応について

1 所有者が判明している物（船 15 隻（調査確認中 4 隻を含む。））

県職員等が電話又は自宅等を訪問し、移動又は撤去を督促する。

⇒ 従わない場合、県が法的措置（行政代執行の実施）を検討。

※ 既に船が沈んでいるなど、河川等の管理上、支障が大きい物は、先行して法的措置を実施する。

2 所有者が不明な物（船 6 隻）

令和 3 年度、県が簡易代執行を行う。

3 その他

所有者不明の放置物で一般的にゴミと考えられる物は、令和 2 年度中に河川等の管理者の県が一斉に処分・清掃する。

（事前に告知看板を掲示）

<参考：根拠法規定の概要>

・行政代執行

行政上の強制執行の一種。義務者が行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収する行為。（行政代執行法 1 条、2 条）

・簡易代執行

所有者不明の場合、県（河川等管理者等）は必要な措置を自ら行うことができる。

この場合、県は、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨をあらかじめ公告する。（河川法 75 条第 3 項等）